

新規開設及び認証認可化予定の認可保育所における利用定員について

認可保育所の利用定員を定める際には、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、子ども・子育て会議等の意見を聴くこととされているため、下記の新規開設予定の施設における利用定員について、子ども・子育て会議の意見を聴取する。

なお、利用定員については、子ども・子育て支援事業計画中間の見直しの確保方策を踏まえたものである。

記

新規開設園

No.	施設名(仮称)	定員(人)								法人名
	所在地	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	開設予定
1	こどもヶ丘保育園 上鷺宮園	2号				12	9	2	23	株式会社 チャイルドビジョン
		3号	6	10	11				27	
	上鷺宮五丁目5番8号 (現時点住居表示)	合計	6	10	11	12	9	2	50	2020年4月
2	にじいろ保育園中野	2号				8	8	8	24	ライクアカデミー 株式会社
		3号	0	5	6				11	
	中央五丁目48番2号	合計	0	5	6	8	8	8	35	2020年4月

※こどもヶ丘保育園上鷺宮園は、2021年4月に4歳を12人、5歳を9人として合計定数60人、2022年4月に5歳を12人として合計定数63人とする予定。

※にじいろ保育園中野は、2020年4月に認証保育所から認可保育所に移行する予定。